

賃貸による社会福祉施設、医療施設	法 3 4 条 1 号 法 3 4 条 1 4 号
------------------	------------------------------

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 節 [審査基準 2] (P13~P17)
立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 6 (P114・P115)
提案基準 3 7 (P116・P117)

法第 3 4 条第 1 号、提案基準 3 6 又は 3 7 に規定する社会福祉施設又は医療施設の賃貸の取扱いは、次のとおりとする。

法第 3 4 条第 1 号、提案基準 3 6 又は 3 7 に規定する社会福祉施設又は医療施設について、土地所有者等が開発（建築）行為を行い、当該建築物を賃貸契約によって他の者が使用する場合で、次に掲げるすべての事項により、賃借する者が、当該業務を行い得る者であり、かつ、継続的に当該建築物を使用することを確認できるものについては、各基準における要件のうち「自己の業務用であること」は問わないものとする。

- 1 当該建築物が、賃借する者によって当該用途に使用されることを当該社会福祉施設又は医療施設を所管する部局から確認できること。
- 2 当該建築物を原則として 1 0 年以上継続して賃貸することが契約書により確認できること。
- 3 開発（建築）行為者及び建築物を賃借する者双方から、当該開発（建築）行為が法第 3 4 条第 1 号又は第 1 4 号（令第 3 6 条第 1 項第 3 号イ又はホ）に該当し開発（建築）許可が可能となる趣旨を理解し、当該建築物は都市計画法に適合する用途にしか使用できないこと及びそのためには賃貸契約終了後は、当該建築物を撤去することが必要となる場合もあることを了知し、都市計画法の規定を遵守することを、両者の誓約書及び印鑑登録証明書により確認できること。